

政策の方向性と本市の取組  
～「市民自治」分野～

平成27年6月12日

川崎市

## 本資料の構成

### 1. 新たな総合計画の策定に向けた検討

- (1) 新たな総合計画の策定に向けた「重点検討テーマ」

### 2. 市民自治に向けた取組

- (1) 本市における市民自治の現状
- (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組
- (3) 市民自治の拡充に向けて

### 3. 地域コミュニティについて

- (1) 地域コミュニティの状況
- (2) 地域コミュニティ活動の可能性

### 4. これまでの区行政改革の取組

### 5. 区民会議の取組

- (1) 区民会議制度の概要
- (2) 区民会議の成果と課題

### 6. マイナンバー制度導入にあわせたサービス提供体制

- (1) 証明書のコンビニ交付の導入
- (2) 証明書発行体制の見直し

### 7. 区役所のあり方の検討状況

# 1. 新たな総合計画に向けた検討

## (1) 新たな総合計画の策定に向けた「重点検討テーマ」

新たな総合計画の策定にあたり、有識者会議においては、次のとおり政策体系に掲げた「重点検討テーマ」の検討を進めている。

### 重点検討テーマ

(※点線内が今回の検討対象)

#### 1 「生命を守り生き生きと暮らすことができるまちづくり」

##### (1) 災害から生命を守る

地震やゲリラ豪雨などの自然災害に対して、的確な対応を図る必要があります。

##### (2) 身近な地域で支え合うしくみの構築

高齢化が急速に進む中、健康寿命を延伸し、誰もが住み慣れた地域で安心して元気に暮らし続けることができるような自助・互助・共助・公助のしくみづくりが求められています。

#### 2 「子どもを安心して育てることができる環境づくり」

##### (1) 子育て環境の整備

少子化や核家族化が進む中、就労と子育てが両立できる社会の実現に向けた総合的な子育て環境の整備が求められています。

##### (2) 未来を担う人材の育成

将来、夢や希望を抱き生きがいのある人生が送れるよう、子どもの自尊意識、学ぶ意欲、人と関わる力を高めることが求められています。

#### 3 「市民生活を豊かにする環境づくり」

##### (1) 地球温暖化対策の推進と循環型のしくみの構築

これまで進めてきた温室効果ガスの排出削減などの「緩和策」に加えて、気候変動への「適応策」の検討が求められています。

##### (2) 緑豊かな環境づくり

都市化が進む中、資源やエネルギーが循環し、水・みどり・農が身近に感じられるまちづくりが求められています。

#### 4 「活力と魅力あふれる力強い都市づくり」

(1) 川崎の発展を支える産業の振興  
産業集積の維持・強化を図るとともに、成長が見込める医療・福祉・環境等の産業育成など市内産業の振興に力を入れることが求められています。

##### (2) 魅力ある都市拠点の整備と快適な交通環境づくり

今後も魅力と活力にあふれた持続可能な都市の実現に向け、拠点機能のさらなる充実を図るとともに、超高齢

社会を見据えた誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりが求められています。

##### (3) 文化・芸術・スポーツを活かしたまちづくり

市民が自ら暮らすまちに愛着や誇りが持てるよう、川崎の魅力をさらに磨きあげるとともに、誰もが文化・芸術・スポーツに親しむことができる環境づくりが求められています。

#### 5 「誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり」

(1) 参加と協働により市民自治を推進する  
地域を支える人材の育成にあたり、今後増加するシニア世代の経験・能力を活かすことや大学・企業など多様な主体と連携・協力しい取組を進めていくことが求められています。

##### (2) 区における総合行政の推進

今後も区役所のあり方の検討を進め、地域社会を取り巻く変化に的確に対応できる区行政を進めることが求められています。

資料：新たな総合計画策定方針【参考資料編】

## 2. 市民自治に向けた取組

### (1)本市における市民自治の現状①

#### 1 現状

- 少子高齢化の進行による超高齢社会の到来など社会環境の変化に伴う地域課題の複雑化・多様化、協働の担い手の高齢化
- 既存の社会の枠組みでは対応することが困難な課題の出現
- 従来の市民活動団体の他、ボランティアやNPO、企業などによる社会貢献活動の広がり

#### 2 本市のこれまでの取組

本市では、平成13年に市民活動団体への支援を目的とした「市民活動支援指針」、平成16年に協働の定義を初めて明文化した「自治基本条例」、平成20年に市民活動団体と行政が協働で事業を進める際の基本的な考え方と手順を示した「協働型事業のルール」を策定、制定し、主に市民自治を推進する観点から、協働の取組を進めてきた。

#### 3 取組の方向性

- 多様な活動の担い手が協働・連携し、地域課題を解決できるしくみづくり
- 地域を支える新たな人材の育成
- 地縁組織を中心とする地域コミュニティの活性化

## 2. 市民自治に向けた取組

### (1)本市における市民自治の現状②

本市では、以下のような多様な主体が、それぞれの特徴を活かしながら、協働・連携した取組を進めている。

#### ・協働の相手方の例示と特徴

##### 市民活動団体

- 地域の身近な課題意識を出発点として、自発的、先駆的、多面的に活動を行い、多くの共感を得て活動を進める

##### 大学

- 研究、教育の使命以外に地域貢献等で社会貢献をする主体として存在

##### 企業

- 営利を目的とするが、CSRの観点や戦略的な経営判断としても、社会貢献、地域貢献への取組に意欲を持つ  
(行政や非営利セクターと異なる行動規範を持つが、そこが新たな効果を生む潜在的可能性がある)

##### 地縁組織

- 地域コミュニティにおける人々のつながりの構築により、地域の活性化や支え合う仕組みを担う
- 町内会・自治会、民生委員、老人クラブ、こども会など

##### その他

- 地区社会福祉協議会、事業者組合、商店会など

## 2. 市民自治に向けた取組

### (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組①

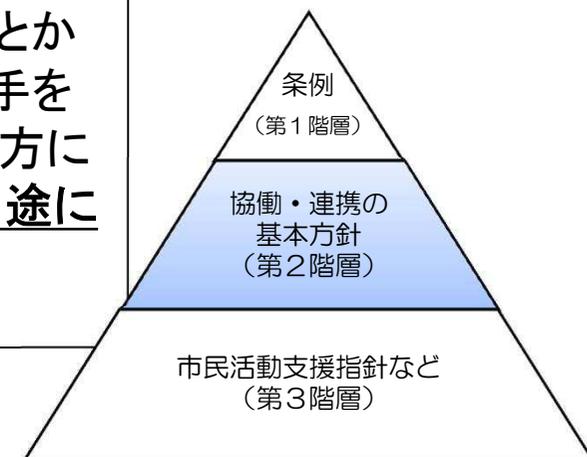
#### 多様な主体との協働・連携の考え方

##### 1 現状と課題

近年、市民活動団体のほかにも、ビジネスの手法を活用して地域の課題や社会的課題の解決に取り組むソーシャルビジネスやコミュニティビジネスの増加や、大学などの教育機関、企業などによる地域への貢献活動の活発化など、活動主体や手法が多様化する現状を踏まえた協働の考え方を整理することが求められている。

##### 2 本市の取組

協働の担い手は市民活動団体に限定されるものではないことから、「市民活動支援指針」とは別に、それぞれの協働の担い手を包含した協働の考え方を整理するために、協働・連携のあり方について検討するための委員会を設置し、平成27年度末を目途に協働・連携に関する基本的な方針を策定する。



【協働に関する考え方の体系のイメージ】

## 2. 市民自治に向けた取組

### (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組②

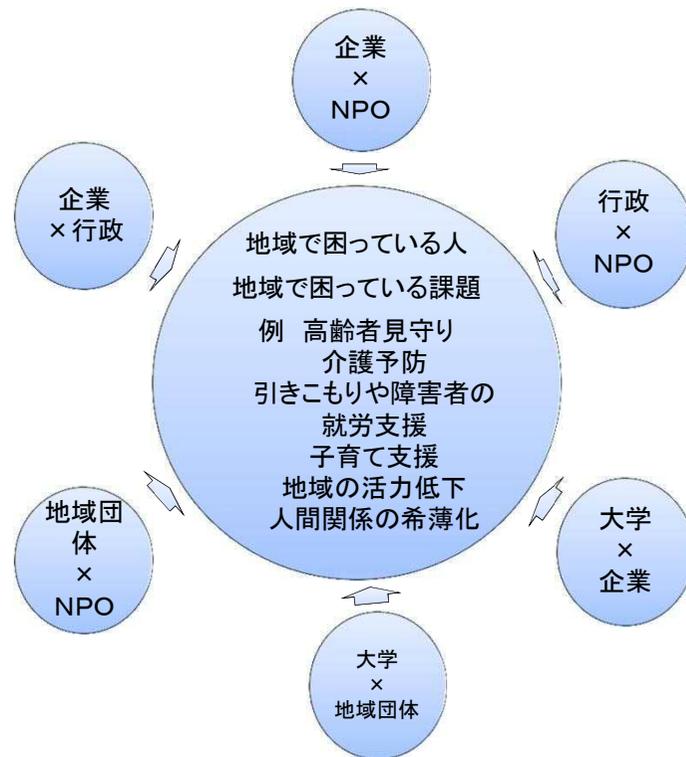
#### 協働・連携により目指す社会(案)

##### 背景・環境変化

様々なテクノロジーの進化、経済のグローバル化、少子高齢化の加速、人口減少社会の到来

##### 今後予想される地域の状況

**地域課題のさらなる多様化、複雑化**  
行政の資源(リソース)や、各々の主体の資源だけでは、解決が難しく、一つの分野だけでは解決できない、**複層的な要因を持った課題の増加**



##### 【協働・連携により目指す社会のイメージ】

##### 協働・連携により目指す社会のイメージ(ポイント)

- ① **まず最初に、解決が難しい地域や社会的な課題が中心にある。**
- ② そのような課題に対しては、単独で取り組むのではなく、**複数の主体によりアプローチする。**

**①単独では解決の難しい複雑化した地域や社会的な課題に対し、②単独でなく複数の主体による、それぞれの特徴をいかした連携・協力を通じて解決を図る地域社会**

## 2. 市民自治に向けた取組

### (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組③

#### 協働・連携の取組事例(市民活動団体等との協働・連携)

(背景) 市民活動団体等は、社会的な課題に対して取組んでおり、行政との協働についての親和性が比較的高いことから、これまで、協働の主要な担い手となっている。

#### 1 協働型事業

(概要)

「川崎市協働型事業のルール(平成20年策定)」の中において、市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業のことを指すのとして定義された概念。

(大学や企業等との連携は協働型事業に該当しない)

#### 2 各区の市民提案型事業

(概要)

地域課題解決のための事業として、市民活動団体等から、協働事業として企画を公募し、選考された企画を市民活動団体に委託により実施。

#### 3 市民館の自主学級・自主企画事業

(概要)

地域や社会の課題などの解決に向けた市民の学習の場づくりを、市民と行政の協働により行うことで、市民の主体的な生涯学習の振興を目的。

(二つのメニュー)

- ①市民自主学級  
受講者を公募し、連続講座形式での学習
- ②市民自主企画事業  
交流会、シンポジウム、地域マップ作成、調査研究など自由な形での学習

## 2. 市民自治に向けた取組

### (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組④

公園の維持管理業務は、公園緑地の整備拡充とともに増大しており、その一部を「公園緑地愛護会」や「管理運営協議会」の地域住民との協働により維持管理活動が行われている。

	公園緑地愛護会【343公園258団体】 (昭和53年から)	管理運営協議会【508公園377団体】 (本格実施は平成18年度から)
目的	公園及び緑道緑地の除草、清掃等の美化運動や公園施設の保全のため、維持管理作業を自発的に行う団体を愛護会として設立	活動内容の多様化や公園等においてボランティア活動を自主的に取り組む姿が見られるようになり、身近な公園を地域の庭としてより柔軟に活用してもらうため、その運営を「公園緑地愛護会」から地元新たに組織する「管理運営協議会」へ移行を進めている。
運営	●公園の愛護作業を行う町内会・自治会・サークル仲間・近所仲間等を対象	●1公園1協議会(当該公園に関わる町内会・自治会、公園利用者、愛護会等の団体で組織)
維持管理	●公園内の除草・清掃 ●くずかごのゴミ処理 ●破損遊具等の連絡 ●不法投棄物の連絡 ●事故時の連絡 ●砂場内のゴミの除去	●公園内の除草・清掃 ●くずかごのゴミ処理 ●破損遊具等の連絡 ●不法投棄物の連絡 ●事故時の連絡 ●砂場内のゴミの除去 ●地表から2m程度までの下枝落とし及び低木の刈り込み(公園内の見通し確保のため) ●花壇の維持管理(任意)
(年額) 報奨金	公園面積に応じて 12,000円(～500㎡)から30,000円(3,001㎡以上)	公園面積に応じて 24,000円(～200㎡)から90,000円(3,001㎡以上)



出典:川崎市資料

## 2. 市民自治に向けた取組

### (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組⑤

共助意識の醸成に向けて、自主防災組織等の育成・強化、防災ネットワークづくりの推進、災害時要援護者の避難支援など市民との協働により取組を推進している。

#### 自主防災組織の育成・強化

- 自主防災組織リーダー等養成研修の実施
- 防災訓練や資器材購入に対する支援の実施など

#### 自主防災組織の組織数等の推移



#### 防災ネットワークづくりの推進

- 避難所単位の避難所運営会議の設置、運営支援
- 地域防災拠点(中学校)単位の防災ネットワーク
- 連絡会議の設置、運営支援など

#### 避難所運営会議の開催数の推移



#### 災害時要援護者支援

- 災害時要援護者避難支援制度による地域の共助による避難支援体制の推進

災害時要援護者支援制度の登録者の件数

平成19年12月現在  
**616人**



平成26年4月現在  
**7,881人**

平常時

- ・災害時要援護者の把握
- ・支援体制の構築



応急活動

- I 情報の伝達
- II 安否の確認
- III 避難の誘導
- IV 救出・援助



## 2. 市民自治に向けた取組

### (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組⑥

高齢者や子育ての分野においても、区ごとに市民やボランティアなどとの協働により様々な取組を推進している。

#### 地域の縁側活動推進事業 【川崎区】



地域の誰もが気軽に立ち寄り、顔の見える交流ができる「地域の縁側」づくりを推進しています。

#### あつまれ！こども自然探検隊 【宮前区】



子どもたちの自然を大切にする心を育てるため、地域のボランティアとの協働により自然観察や里山遊びなど親子で自然体験を行っています。

## 2. 市民自治に向けた取組

### (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組⑦

#### 協働・連携の取組事例(大学との協働・連携)

##### 1 市内の大学との連携

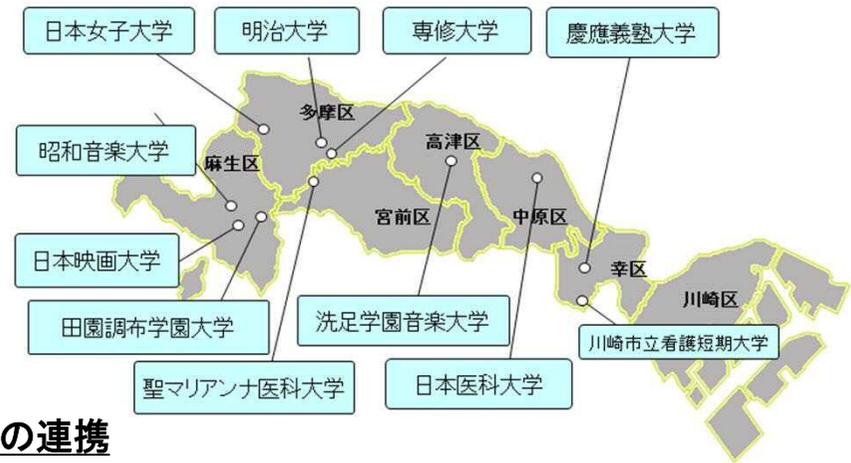
市内には、11の大学があり、各校の特色を活かした連携事業を展開している。

##### (1) 4大学との包括協定締結に基づく多元的な連携

- ・慶應義塾大学(幸区) 先端技術分野での連携に特色
- ・専修大学(多摩区) 社会科学分野での連携に特色
- ・日本女子大学(多摩区) 人文・教育分野での連携に特色
- ・明治大学(多摩区・麻生区) 理工学分野・農学分野等での連携に特色

##### (2) 協議会やネットワークによる地域に密着した区役所と大学の連携

- ・多摩区3大学協議会(専修大学、明治大学、日本女子大学 地域と連携した活動を展開)
- ・麻生区6大学公学協働ネットワーク(昭和音楽大学、玉川大学、田園調布学園大学、日本映画大学、明治大学、和光大学 芸術・環境・教育等の分野で、公学連携による活動を展開)



##### 2 主な取組のパターン

###### ① 産学官連携の取組

大学の知的財産やノウハウ、技術をいかして研究を共同で進める。  
(事例)  
明治大学 地域のものづくり企業との共同研究による、新技術や新製品の開発  
慶應義塾大学 産学連携による先導的研究

###### ③ 学生インターンシップによる取組

学生によるインターンシップにより、教育活動と地域課題解決の両立を図る。  
(事例)  
専修大学 課題解決型インターンシップ  
日本女子大学 学校教育インターンシップ、学校教育ボランティア

###### ② 市民向け交流事業、地域活性化に関する取組

知の地域貢献などの視点から、市民向け公開講座や地域との交流事業を展開。  
(事例)  
玉川大学 乳幼児保護者と対象とした「赤ちゃん学」の開講  
和光大学 夏休みファミリー体験学習in鶴見川の実施  
専修大学 KSソーシャルビジネスアカデミーの開講

###### ④ 施設等の物的資源の利活用

図書館の相互利用や、学校施設の開放などを進めている。  
(事例)  
日本映画大学ほか 大学図書館の市民利用  
聖マリアンナ医大 グランド施設の市民開放  
明治大学 大学施設を市の集中備蓄スペースとして活用

## 2. 市民自治に向けた取組

### (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組⑧

#### 協働・連携の取組事例(企業との協働・連携)

(背景) CSR(企業の社会的責任)に対する企業の意識変化、顧客、株主、従業員、取引先など関係先(ステークホルダー)に対する自社イメージブランド戦略等、合理的行動に基づく企業の地域貢献・社会貢献活動が活性化

#### 1 市内の企業等の状況

川崎市は、全国有数の工業都市として発展してきた経緯があり、大企業をはじめ、個性豊かなものづくり中小企業のほか、近年では先導的な研究開発機関の進出が見られるなど、多様な企業活動が展開されている。

#### 2 主な取組のパターン

##### ①双方の得意分野を活かした連携

- ・人口急増している小田栄地区の利便性を向上し、まちづくりに寄与するため、(仮称)小田栄新駅の設置(JR東日本)
- ・芸術・文化の振興のため、電子マネー「川崎きらり☆WAONカード」を発行し、利用額の0.1%を川崎市文化振興基金に寄付(イオン)
- ・川崎市からの紹介に基づき就労困難者を雇用(アイエスエフネット)
- ・食、観光情報、イベントなどの情報発信を通じた観光振興(ぐるなび)
- ・再生可能エネルギーと水素を用いた自立型エネルギー供給システムを共同実証(東芝)

##### ②地域貢献、地域交流などのいわゆるCSR活動

- ・川崎信用金庫、富士通などとの連携による緑地の保全管理活動など

##### ③既存の企業資源の有効活用(地域課題解決への転用)

- ・福祉分野での介護者の負担軽減を目的に、介護分野の先駆的な知見をいかして開発した自動排泄処理ロボットを市内介護施設等に無償提供しモニタリングを実施(大和ハウス)など

##### ④非常時の協力体制の構築

- ・災害時の市内の被害情報の収集・伝達への協力など

## 2. 市民自治に向けた取組

### (2) 多様な主体との協働・連携に向けた取組⑨

#### 協働・連携の取組事例(近隣自治体との連携による課題解決の取組)

##### ・川崎市と世田谷区との包括協定

###### 【課題】

地域の活性化及び持続的成長に向けて、より高い成果を得るため、それぞれの自治体の特色をお互い出しながら連携することによって、多様な分野での双方の行政効果を高めていく、自治体間連携の重要性が増している。

###### 【主な取組内容】

- (1) 新たなエネルギー施策などによる持続可能なまちづくり
  - ・水素エネルギーなどの普及・活用に向けた取組、共同研究
  - ・地球環境の保全に向けた学習、イベントなどの連携・協力
- (2) 多摩川など多様な地域資源の活用によるにぎわいのあるまちづくり
  - ・多摩川、鉄道、街道を介した地域間の連携、交流
  - ・美術館、博物館、公園、プレーパークなど地域資源の連携
  - ・スポーツ、地域イベントなどによる相互交流
- (3) 災害対策などの相互連携による安全・安心のまちづくり
  - ・応急対策、復旧・復興対策など災害時相互協力体制の検討
  - ・平時における帰宅困難者対策などの情報交換、研修等

##### ・川崎市と横浜市との協定

##### 「待機児童対策に関する連携協定」

###### 【課題】

両市は、女性の社会進出や経済情勢の変化による共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親世帯の増加による保育ニーズの増大と多様化等に対応する必要性が高まっている。

###### 【主な取組内容】

- (1) 市境における保育所等の共同整備に関すること
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに横浜保育室及び川崎認定保育園の広域入所に関すること
- (3) 保育士の確保対策に関すること
- (4) 保育施策に関する研究及び情報共有に関すること
- (5) 国等への要請に関すること



## 2. 市民自治に向けた取組

### (3) 市民自治の拡充に向けて①

#### 川崎市総合計画市民検討会議での意見(抜粋)

##### 各政策分野に共通して大切にすべきこと

##### (1) 多様な主体間の連携と交流により地域の力を高める

■ **多様な市民が参加する地域コミュニティの再生**  
年齢などの違いを越えて多様な市民の参加を促進するとともに、**若手リーダーの育成**、組織や仕組みの改革を図ることなどにより、**多様な市民が参加する地域コミュニティの活力を再生することが必要**です。

##### ■ **多世代交流の場づくり**

高齢者と子ども・若者をつなぐ世代を越えた関係づくりが必要であり、そのためには、多世代が気軽に集まれ、**交流・相談できる場を地域の中につくる必要があります**。

##### ■ **家庭・地域・行政の連携**

家庭・地域・行政がそれぞれの役割を果たしながら、**大学や民間の企業など多様な主体と連携して取組を進めることが必要**です。さらに、主体間の連携を進めるためには、**各主体を結びつけるコーディネート機能が必要**です。

##### (2) 効果的に情報発信し、市民がしっかり受け取る

##### ■ **効果的な情報提供**

インターネットなどを通じたオンラインでの情報発信とともに、人と人とのつながりによるアナログな情報伝達など、多様な手段を用いて、届けるべき相手に確実に情報が届くよう工夫する必要があります。

##### ■ **効果やメリットの見える化でリアルに実感できる情報の提供**

子どもへ働く喜びや意味を実感する機会を提供したり、地域における様々な活動へ参加することのメリットを分かりやすく伝えたりすることなどが重要です。

##### ■ **情報を受け取る力と活用の強化**

様々な主体が提供する情報が、共有され、地域の発展のために活かされるためには、市民をはじめとした市内のすべての主体が、情報を受け取り、理解する力を持つ必要があります。また、地域での様々な活動の活性化、市民自らによる新たな情報発信など、市民や団体、企業等が受け取った情報を有効活用することが必要です。

##### (3) 地域の人材や資源を有効活用する

元気な高齢者のスキルや経験が発揮できる出番を地域で創出するとともに、文化・スポーツ・産業など様々な分野で活躍する市内のプロ人材を活用するなど、**地域人材を有効活用することが必要**です。また、市内の自然や既存の地域資源など、川崎のポテンシャルを最大限に活用しながら、様々な取組を推進していくことが必要です。こうした取組により、他都市では真似のできない、川崎市ならではの魅力を創り出していくことが重要です。

## 2. 市民自治に向けた取組

### (3) 市民自治の拡充に向けて②

#### 協働の担い手の活動の場

##### 現状

- ・市内では行政と各団体との協働や市民同士の協働の取組が様々な場所において行われている。  
(例)市民館、公園、町内会館、小学校など

##### 課題

- ・人口減少社会を迎える中で、既存の行政施設や民間の施設・住宅において、複合化やコンパクトにより余剰スペースが発生することが想定され、既存施設の新たな目的の活用方法の検討が必要となっている。

##### 方向性

- ・こども文化センター、いこいの家等の既存施設の有効活用
- ・空き家などの地域資源としての利活用  
など、社会状況の変化に応じ生じたスペースの有効活用し、協働の取組のさらなる拡充を図る。

#### ○区別設置数

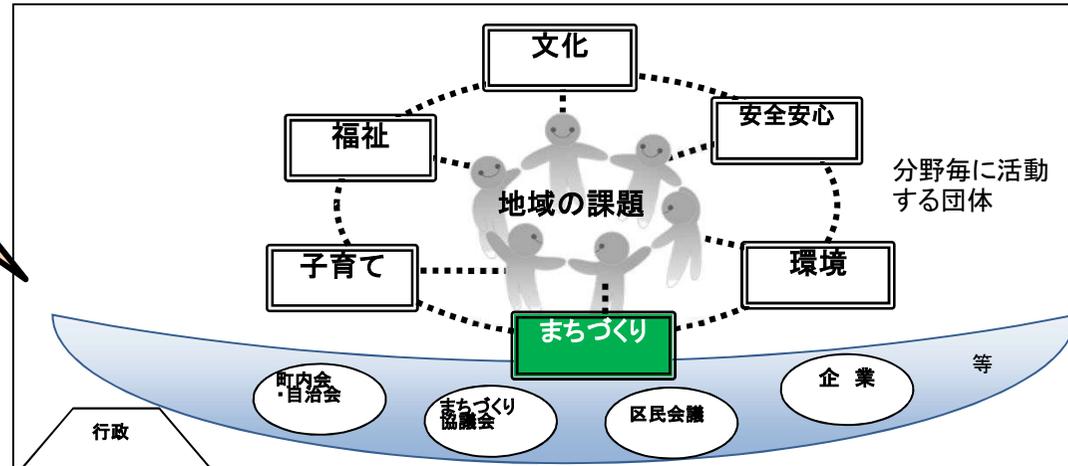
	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	全市
こども文化センター	10	6	10	7	8	7	10	58
老人いこいの家	10	6	7	7	5	7	7	49

## 2. 市民自治に向けた取組

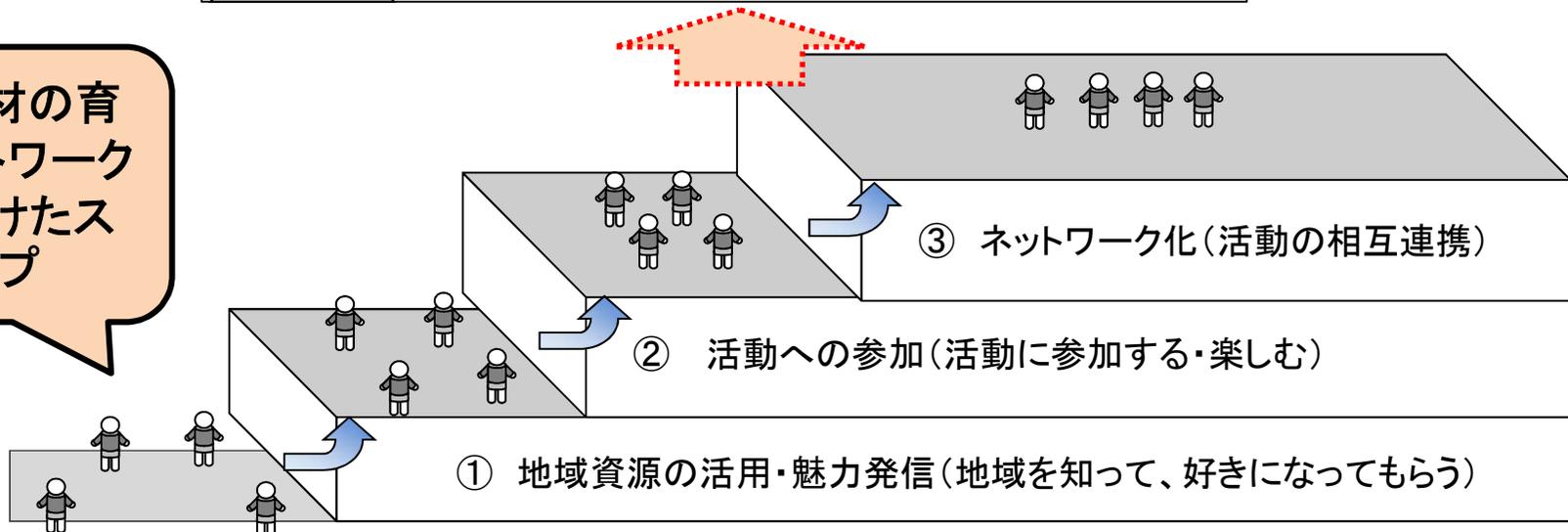
### (3) 市民自治の拡充に向けて③

多様化する地域課題に柔軟に対応していくため、地域の様々な主体の連携により市民主体の持続可能な地域づくりを進めていく必要がある。推進にあたって行政にはネットワーク化のコーディネート機能や地域人材の育成が求められている。

多様な主体の連携による地域課題の解決



地域人材の育成・ネットワーク化に向けたステップ



### 3. 地域コミュニティの状況

#### 地域の現状と町内会・自治会の活動

町内会・自治会は市内各所で地域特性に応じた活動を続けており、地域コミュニティの核として大きな役割を果たしているが、地縁意識が希薄化し、町内会・自治会役員が固定化するなかで、行政からの依頼が町内会・自治会の負担となっている。さらに、安心・安全への関心の高まりなどを背景に、地域活動への期待も膨らんでいる。

#### 地域の現状



#### 町内会・自治会の活動の活性化に関する条例

〔目的〕 基本理念、市の責務等を定めることにより、地域社会において重要な役割を担う町内会・自治会の活動の活性化を図り、暮らしやすい地域社会の構築に寄与する。  
(平成27年4月施行)

#### 町内会・自治会はみんなで楽しく快適に暮らしていくための地域のつながりです!



町内会・自治会は、課題を抱えるなかで地域コミュニティの核として大きな役割を果たし、**地域活動への期待も膨らんでいます!**

### 3. 地域コミュニティの状況

#### 地域コミュニティ活動の可能性～市民が暮らしやすさを実感できるまちづくりに向けて～

本市では、町内会・自治会、市民活動団体をはじめとする多様な団体が活動している。それぞれの強みを生かして連携することで、地域の活動がさらに発展した事例や、単独では対応が難しかったことが解決した事例がある。各団体の活動を活性化していくとともに、必要な連携を図ることで、暮らしやすさを実感できる可能性が広がる。

#### 多様な団体が活動

町内会・自治会  
(地縁型団体)

市民活動団体  
(テーマ型団体)

企業・商店街・大学等  
(その他の団体)

#### 各団体の特性

##### ●地縁型団体

- ・地域をよく知る住民による組織的な活動
- ・地域活動の全てを担う ・資金源(会費)

##### ●テーマ型団体

- ・同じ目的で集まった者の自由な活動
- ・専門性が高い ・資金源(寄付等)

##### ●その他の団体

- ・各団体固有の目的と専門性を持つ強み

[町内会・自治会と市民活動団体との連携事例]

##### ●落書き消しのノウハウを持つ

市民活動団体が町内会と連携し、  
多数の落書きを除去



(効果)地域の若年層や学生や  
企業のボランティアも参加し、  
地域の輪が広がった



▲活動イメージ

[町内会・自治会とその他の団体との連携事例]

##### ●大学ゼミ・商店街・町内会が連携し、 各種イベント・講座などを実施



(効果)町内会だけではできない企画が  
実施でき、若年層の地域活動への  
参加を促すことができた

- ・多世代交流事業(健康体操、手遊び等)
- ・高齢者の地域参加事業(手芸講座等)
- ・若年層の地域活動参加のきっかけづくり(コンサート等)

多様な団体の強みを生かした連携 ⇒ 「暮らしやすさを実感できるまちづくり」につなげていく

## 4. これまでの区行政改革の取組

### 区行政改革の基本方向に基づく取組

平成16年5月に、区行政改革検討委員会からの提言である「区行政改革の基本方向」に示された「めざすべき4つの区役所像」の実現に向け、平成17年度から平成25年度にわたり、区行政改革を市の実行計画における事務事業として位置付け、具体的に取り組んできた。

#### めざすべき4つの区役所像と主な取組

##### 1 地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所

- こども子育て支援機能の拡充
- 各区役所に「道路公園センター」を設置

##### 2 地域活動や非営利活動を支援する市民協働拠点としての区役所

- 市民活動支援拠点の整備・拡充
- 支所・出張所への市民活動支援コーナーの整備、拡充
- 教育文化会館、市民館等の管理運営を区役所に移管

##### 3 市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所

- 「区役所サービス向上指針」の策定及び改定
- 「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」の策定
- 各区役所区民課にフロア案内を設置

##### 4 地域住民の総意に基づく自治を実践する区役所

- 各区に区民会議を設置・運営
- 区の予算を1区当たり5,000万円から5,500万円に拡充
- 区長への予算要求権限の付与

## 5. 区民会議の取組

### (1) 区民会議制度の概要

参加及び協働による区における課題解決を目的として、自治基本条例第22条及び区民会議条例を根拠に設置された附属機関で、団体推薦、区長推薦及び公募で募った20人以内の委員で構成されている。

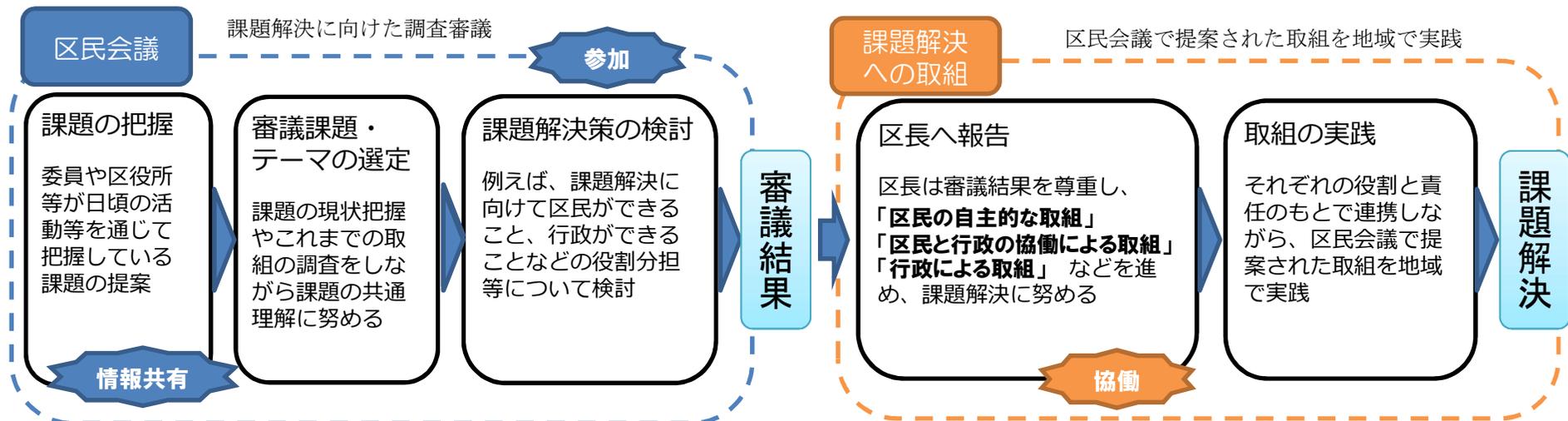
区民会議は、委員及び区役所が把握している地域課題から審議課題・テーマを選定して調査審議し、その結果を区長は「**区民の自主的な取組**」、「**区民と行政の協働による取組**」、「**行政による取組**」などを進め、課題解決に努める。

#### 1 委員構成（7区合計）

平成27年5月12日現在

委員の人数	男女の構成	平均年齢	公募委員の比率	団体推薦委員の比率	区長推薦委員の比率
138人 (現在2名欠員)	男90人:女48人 (女性の割合35%)	62.4歳	19.6% (138人中27人)	64.5% (138人中89人)	15.9% (138人中22人)

#### 2 区民会議の審議の流れ



## 5. 区民会議の取組

### (2) 区民会議の成果と課題

地域課題の解決に向けて調査審議を行うとともに、市民活動団体等が実践したり、区役所事業への反映、また様々な主体間の協働により実際の課題解決に取り組むなど、着実に成果をあげてきている。

今後は、過去に取り組んだ課題を更に掘り下げたり、審議結果を踏まえた取組の成果を地域の中で広げることなどが期待されている。

#### 1 区民会議の成果

##### 海拔・浸水深表示板の設置

区民の防災意識向上のため、町内会・自治会の掲示板を中心に設置した。



##### マイ防災マップの作成・災害図上訓練(DIG)の実施

地域の方々が災害を想定してまちを歩いて、危険な場所や役立つ場所を地図に記す、マイ防災マップづくりや、自主防災組織の代表者などを対象に、災害図上訓練を実施した。



##### 公園を活用したコミュニティづくり

モデル公園を設定し、公園ミーティングの開催など、様々な人が世代を超えて交流する新たなコミュニティの場づくりを進めている。

##### 緑の保全活動の推進

ボランティアを募集し、手入れが必要な緑地についてインストラクター指導の下、下草刈りなどの緑地保全活動や研修を行っている。



##### 転入者向け情報誌やイベントカレンダーの作成

まちに愛着をもってもらうために、まちの魅力や様々なイベント情報を集めた冊子を作成した。

#### 2 区民会議の課題と取組

課題

- 認知度の低さ(25.5%)※H26年度市民アンケート結果
- 調査審議結果に、より実効性を持たせること
- 区民会議委員の成り手の確保
- 委員の任期(2年)の検証
- 参与(市議会及び県議会議員)の関わり方



取組

- 区民会議の改善・活性化に向けた検討  
→住民参加の拡充
- 今後の区民会議のあり方について検討中

## 6. マイナンバー制度導入にあわせたサービス提供体制

### (1) 証明書のコンビニ交付の導入

マイナンバー制度の導入にあわせて、平成28年1月(予定)から個人番号カードを使用した証明書(住民票の写し、戸籍全部事項証明等)のコンビニ交付を開始する。

#### コンビニ交付の実施内容

##### 1 コンビニ交付の対象証明書

対象となる証明書
住民票の写し
住民票記載事項証明書
印鑑登録証明書
市民税・県民税課税額(非課税、免除)証明書
戸籍の附票の写し
戸籍全部(個人)事項証明

##### 2 利用可能コンビニエンスストア

全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクス

##### 3 利用できる方

次のいずれにも該当する方  
ア 市内に住民登録がある方  
イ 「個人番号カード」を持っている方(住民基本台帳カードは)

##### 4 開始時期

平成28年1月(予定)

#### ■ 個人番号カードとは

申請することで交付が受けられる顔写真付きICカード。

表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバー(個人番号)が記載される。

マイナンバーを証明する書類や本人確認の身分証明書として使えるほか、川崎市では個人番号カードを使用してコンビニで証明書の交付を受けることができる。



## 6. マイナンバー制度導入にあわせたサービス提供体制

### (2) 証明書発行体制の見直し

証明書のコンビニ交付を導入すると、全国約47,000店舗で証明書の取得が可能となる。それに伴いコンビニ交付と同じ証明書を発行する行政サービス端末は廃止に向けた検討を行っている。

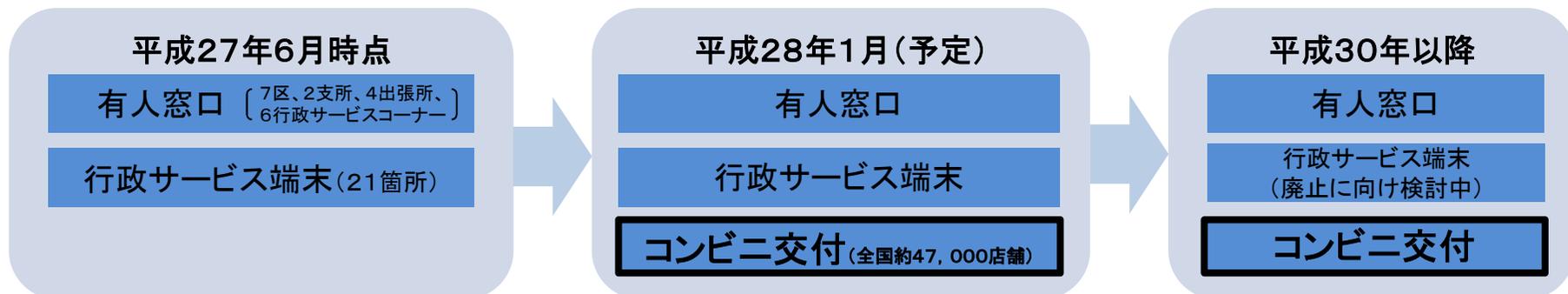


#### 証明書のコンビニ交付と発行体制に関するスケジュール



※通知カード：平成27年10月よりマイナンバーが印字された紙製のカードが全市民に送付される。

#### 証明書発行体制の変化



※有人窓口：区役所、支所、出張所、行政サービスコーナー（合計市内19箇所）

※行政サービス端末：区役所、支所、出張所、行政サービスコーナーなどに設置（合計市内21箇所）

※コンビニ交付：全国のセブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクスなど（全国で約47,000店舗、市内に約530店舗）

## 7. 区役所のあり方の検討状況

### これからの区役所の役割と具体的な取組の方向性

区役所は、地方自治法上では市長の権限に属する事務の全般にわたって地域的に分掌する**総合出先機関**と位置付けられており、また、川崎市自治基本条例では身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、参加及び協働による暮らしやすい地域社会を気づくための**市民協働拠点**と位置付けている。

これらの位置付け、区行政改革の成果と課題及び社会状況の変化を踏まえ、**公助**すべき取組と、**顔の見える関係づくり**を軸とした**自助・(互助)・共助**の取組の検討を進めていく。

#### 【役割のイメージ】

**身近なところできめ細やかな相談支援**の実施(高齢者・障害者・児童家庭支援等)、**地域では解決困難な課題**の解決(健康危機管理・ハード整備等)、**公平性や安定性が求められる行政サービス**の迅速で適切かつ効率的な提供(戸籍・住民基本台帳・国民健康保険等)

公助の取組



しかけ・きっかけづくりを通じて、  
地域人材や団体を発掘

**地域のつながりやコミュニティづくりの  
しかけ、きっかけづくり**  
⇒地域の市民どうしを繋げて  
顔の見える関係へ

具体的取組を通じた地域のつながりやコ  
ミュニティづくりのしかけ、きっかけづくり  
⇒具体的な取組は  
目的かつ手段

**地域人材の育成、団体のネットワー  
ク化をコーディネート**  
⇒「地域の課題解決」を担う  
主体の育成・連携の支援

自助・(互助)・共助  
の促進

**多様な主体が協働で地域課題の解決  
や地域活性化に取り組む**  
⇒区役所や本庁も課題の性質に  
応じて課題解決・協働の主体に

課題解決の主体を育成して、  
具体的な課題解決の取組へ

**安心して暮らせるふるさとづくり⇒成熟した社会へ**

※なお、地域包括ケアシステムでは、「自助」を自らの生活を支え、自らの健康は自ら維持すること、「互助」をインフォーマルな相互扶助、「共助」を社会保険のような制度化された相互扶助、「公助」を受給要件を定めた上で必要な生活保障を行う社会福祉等と定義されている。